

## 第86回 空き家問題をめぐる 各種法令とその対応

全国で社会問題となっている空き家。災害による倒壊等で周囲に危険を及ぼしかねないほか、治安面においても不安要素となりうる存在だ。問題解消に向け、着々と法整備が進められている。

### 1 はじめに

「空き家問題」という言葉がメディアに取

り上げられるようになってから、かなりの年月が経ちました。

国土交通省のガイドラインによれば、空き家とは、1年以上住んでいない、または使われていない家のことを指すものと位置付けられています。そして、総務省の2018年の住宅・土地統計調査の結果によると、空き家の数は過去最多の84万9千戸となり、全国の住宅の13.6%を占めています。

空き家は、少子高齢化や人口移動などの影響を受け、今も増加の一途をたどっており、治安や衛生等の面で周辺地域に悪影響をもたらすおそれが懸念されています。そのため、近年では空き家問題の解消を目指して、様々な新法の制定や既存の法令の改正が行われています。

### 2 空き家問題をめぐる法令

まず、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が2014年11月に公布され、翌年の2月から施行されています。

この法律によると、①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、の4つのいずれかに該当すると認められる空き家は、市町村によって「特定空家」に指定されます。

特定空家に指定された空き家の所有者は、行政の指導に沿って管理、修繕を行うよう義務づけられ、それを怠

ると50万円以下の過料を科せられる場合があります。また、特定空家には、改正不動産登記法の施行により、底地の固定資産税を6分の1に軽減する「住宅用地の特例」措置の対象から除外され、税負担が大幅に上がるおそれがあります。

さらに、今年の3月には「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。その内容の一つに、放置すれば特定空家になるおそれのある空家（管理不全空家）に対し、管理指針に即した措置を市区町村長から指導・勧告することとし、勧告を受けた管理不全空家は特定空家と同様に、固定資産税の軽減措置対象から除外されます。これにより、税負担が上がる空き家の数は、今後ますます増えることが予想されます。

次に、「民法等の一部を改正する法律」が2021年4月に成立しました。また、特定空家には、改正不動産登記法の施行により、底地の固定資産税を6分の1に軽減する「住宅用地の特例」措置の対象から除外され、税負担が大幅に上がるおそれがあります。さらに、今年の3月には「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。その内容の一つに、放置すれば特定空家になるおそれのある空家（管理不全空家）に対し、管理指針に即した措置を市区町村長から指導・勧告することとし、勧告を受けた管理不全空家は特定空家と同様に、固定資産税の軽減措置対象から除外されます。これにより、税負担が上がる空き家の数は、今後ますます増えることが予想されます。

次に、「民法等の一部を改正する法律」が2021年4月に成立しました。また、特定空家には、改正不動産登記法の施行により、底地の固定資産税を6分の1に軽減する「住宅用地の特例」措置の対象から除外され、税負担が大幅に上がるおそれがあります。さらに、今年の3月には「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。その内容の一つに、放置すれば特定空家になるおそれのある空家（管理不全空家）に対し、管理指針に即した措置を市区町村長から指導・勧告することとし、勧告を受けた管理不全空家は特定空家と同様に、固定資産税の軽減措置対象から除外されます。これにより、税負担が上がる空き家の数は、今後ますます増えることが予想されます。

### 3 空き家問題への対応

以上のように、国は立法・行政の両面から、空き家の増加を食い止めるべく、様々な政策を講じていますが、私たちはどう対応していくべきなのでしょう。まずは、今ある自宅

### 今月の筆者

#### ●プロフィール

中央大学法学部卒業後、経営コンサルティング会社、司法書士法人勤務等を経て、2016年1月に司法書士事務所を開業。都内で不動産・会社登記手続きに従事する傍ら、「旅する司法書士」として全国各地を回りつつ、地方創生に携わる人たちとの連携にも意欲的に取り組んでいる。



塩足 昌弘  
塩足司法書士事務所  
司法書士

### コラムのご感想・ご意見は下記まで！

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会  
東京都千代田区神田東松下町28番地  
小林ビル101 (☎03-3527-1876)  
http://www.fudosan-pro.biz/